

ちば電子調達システム利用要綱

目次

- 第1章 総則（第1条から第2条まで）
- 第2章 調達システムの利用等（第3条から第12条まで）
- 第3章 情報管理（第13条から第16条まで）
- 第4章 その他（第17条から第20条まで）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が協議会の目的に従い使用契約するちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）の利用の原則を定めるとともに、共同利用に関係する団体の役割と相互関係を明らかにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

（1）参加団体

協議会の会員である千葉県（以下「県」という。）並びに県内の市町村、一部事務組合及び広域連合をいう。

（2）利用団体

調達システムを利用する参加団体をいう。（協議会総会において、調達システムの利用団体として承認されシステムを利用している参加団体及び第3条第2項に定める利用開始申請が協議会総会において承認された参加団体のうち、調達システムの利用を開始していない参加団体を含む。）

（3）契約事業者

調達システムのサービス利用契約をしている事業者をいう。

（4）情報セキュリティポリシー

ちばシステム共同利用情報セキュリティポリシーをいう。

（5）情報システム責任者

情報セキュリティポリシーに定める情報システム責任者をいう。

（6）所属調達システム責任者

情報セキュリティポリシーに定める各利用団体の所属システム責任者をいう。

（7）業務管理者

所属調達システム責任者が指名した職員をいう。

（8）管理者ID

業務管理者として調達システムを利用するために、所属調達システム責任者が付与したIDをいう。

(9) 利用者権限

調達システムの運用において、業務管理者から与えられる各サブシステムを利用するための権限をいう。

(10) 業務担当者

調達システムを利用するための利用者権限を保有する職員をいう。

(11) 担当者ID

業務担当者として調達システムを利用するために、業務管理者が付与したIDをいう。

(12) 事業者等

調達システムを利用する利用団体以外の個人、法人及び団体をいう。

(13) 入札参加資格申請システム

調達システムのサブシステムとして、入札参加資格に関する申請及び審査等を行うシステムをいう。

(14) 電子入札システム

調達システムのサブシステムとして、入札手続を行うシステムをいう。

(15) 入札情報サービス

調達システムのサブシステムとして、入札関係情報を提供するシステムをいう。

(16) 業務進行管理システム

調達システムのサブシステムとして、利用団体における調達事務を管理するシステムをいう。

(17) 名簿管理システム

調達システムのサブシステムとして、入札参加資格者名簿を管理するシステムをいう。

(18) 入口画面

事業者等が、調達システムを利用する際の入口画面をいう。

第2章 調達システムの利用等

(基本原則)

第3条 利用団体は、別紙のとおり協議会総会で承認され調達システムを利用している団体として信義に従って誠実に履行するものとする。

2 新たな利用を追加希望する参加団体（設立を予定している団体を含む。）は、前年度の5月末までに協議会へ書面（別記様式1）をもって、その旨を申請し、総会において承認を求めるものとする。

3 前各項により利用団体となる参加団体は、契約事業者と調達システムの利用に係る契約を締結するものとする。

(調達システムの利用及び費用負担)

第4条 協議会及び利用団体は、千葉県電子自治体共同運営協議会会則第3条の目的を達成するため、参加団体の総意のもとに調達システムを利用するものとする。

- 2 利用団体は、調達システムの利用及び管理に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。
- 3 利用団体は、前項の経費のうち協議会が徴収するものについて、各年度において書面（別記様式2）をもって協議会と協定を締結しなければならない。
- 4 利用団体が合併した場合は、合併前の当該団体における負担額の合計と合併後の1団体として再算出した額を比較して大きい額を負担する。

（利用開始の時期）

第5条 調達システムの利用開始月は、原則として毎年4月とする。

（利用時間）

第6条 調達システムの利用時間は、次のとおりとする。ただし、定期及び緊急のメンテナンス時は除くものとする。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 入札参加資格申請システム | 1日16時間（8時から24時） |
| (2) 電子入札システム | 1日16時間（8時から24時） |
| (3) 入札情報サービス | 1日24時間 |
| (4) 業務進行管理システム | 1日16時間（8時から24時） |
| (5) 名簿管理システム | 1日16時間（8時から24時） |

（情報システム責任者）

第7条 情報システム責任者は、情報セキュリティポリシーに従い運用利用するものとする。

- 2 情報システム責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調達システムの全部又は一部の利用を制限し、又は停止することができる。
 - (1) 異常なアクセスが継続しているとき、又は不正アクセスが判明したとき。
 - (2) コンピュータウイルス等不正プログラムがネットワーク経由で拡がっているとき。
 - (3) 不正アクセス、コンピュータウイルス等が情報資産に深刻な被害を及ぼしているとき。
 - (4) 災害等により電源を供給することが危険又は困難なとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、調達システムの管理上情報システム責任者が必要と認めるとき。
- 3 情報システム責任者は、前項の規定により調達システムの利用を制限し、又は停止しようとするときは、あらかじめ所属調達システム責任者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 4 情報システム責任者は、第2項の規定により調達システムの利用を制限し、又は停止した場合において、これを解除したときは、速やかに所属調達システム責任者に報告しなければならない。
- 5 情報システム責任者は、調達システムの利用の制限及び停止並びにその解除について、可能な範囲において、入口画面に掲載するなどの手段により、事業者等の外部利用者に周知するものとする。

（所属調達システム責任者）

第8条 所属調達システム責任者は、その属する利用団体において情報セキュリティポリシーに従い利用管理するものとする。

2 利用団体は、所属調達システム責任者の職氏名を協議会へ書面（別記様式3）をもって報告しなければならない。所属調達システム責任者に変更があった場合も同様とする。

3 前条第5項の規定は、所属調達システム責任者について準用する。
（マスタ等の登録）

第9条 利用団体は、調達システムの利用開始その他の事由により、調達システムへの利用者登録を行おうとするときは、協議会へ必要な事項を報告するものとする。登録内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（調達システム利用計画の提出）

第10条 所属調達システム責任者は、毎年度2月末日までに、翌年度の年次利用計画を情報システム責任者に提出するものとする。

2 情報システム責任者は、各所属調達システム責任者から提出された年次利用計画を取りまとめて、全体の年次利用計画を作成し、利用団体に報告するものとする。

（運用状況の定期報告）

第11条 情報システム責任者は、調達システムの各サービスの利用状況及び障害発生状況を所属調達システム責任者に定期的に報告を行うものとする。

（システム利用の制限）

第12条 情報システム責任者は、業務管理者又は業務担当者がこの要綱等又は情報システム責任者の指示に従わない場合は、所属調達システム責任者に通知するとともに、調達システムの全部又は一部の利用を制限できるものとする。

第3章 情報管理

（管理者IDの発行及び管理）

第13条 所属調達システム責任者は、業務管理者を定め、書面（別記様式4）をもって、情報システム責任者に管理者IDの発行を申請するものとする。

2 情報システム責任者は、前項の申請により所属調達システム責任者に管理者IDを発行し、書面（別記様式5）をもって通知するものとする。また、情報システム責任者は、管理者IDの発行記録等を管理するものとする。

3 業務管理者は、管理者IDを利用するに当たり、パスワードを設定し適切に管理するものとする。

4 業務管理者は、パスワードを忘失した場合は、所属調達システム責任者に報告するものとする。この場合において、所属調達システム責任者は、書面（別記様式6）をもって情報システム責任者に仮パスワードの発行を申請するものとする。

5 情報システム責任者は、前項の申請により所属調達システム責任者に仮パスワードを発行し、書面（別記様式7）をもって通知するものとする。また、情報システム責任者は、仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。

6 業務管理者は、仮パスワードの通知を受けたときは、管理者IDのパスワードを適切に管理するものとする。

(担当者IDの発行及び管理)

第14条 業務管理者は、業務担当者を定め、担当者IDの発行をするものとする。

また、業務管理者は、担当者IDの発行記録等を管理するものとする。

2 業務担当者は、担当者IDを利用するに当たり、パスワードを設定し適切に管理するものとする。

3 業務担当者は、パスワードを忘失した場合は、所属調達システム責任者に報告するものとする。この場合において、所属調達システム責任者は、書面（別記様式8）をもって情報システム責任者に仮パスワードの発行を申請するものとする。

4 情報システム責任者は、前項の申請により所属調達システム責任者に仮パスワードを発行し、書面（別記様式9）をもって通知するものとする。また、情報システム責任者は、仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。

5 業務担当者は、仮パスワードの通知を受けたときは、管理者IDのパスワードを適切に管理するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 調達システムを使用していく上で収集、利用する個人情報については、管理責任主体を定め適切に管理することとする。

2 資格申請システムを利用する際の利用者に関する情報のうち、調達システムを利用するために登録した個人情報、登録に伴うアクセスログ情報、監理技術者情報、主任技術者情報及び技術者専任制確認情報は、協議会が管理責任を負う。

3 前項に定めるもの以外の個人情報及びアクセスログ情報等については、各利用団体が管理責任を負う。

(帰属情報の取り扱い)

第16条 利用団体は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとする。

2 利用団体は、調達システムの運営上やむを得ない場合には、自己に帰属する情報を協議会が調査し、必要がある場合には修正を行うことを認めるものとする。ただし、この場合協議会は、緊急の場合を除き当該利用団体に事前に通知するとともに終了後速やかに結果を報告するものとする。

第4章 その他

(画面への掲載)

第17条 情報システム責任者は、調達システムの運用方法及び操作方法について入口画面上に掲載するものとする。

2 情報システム責任者及び所属情報システム責任者は、事業者等に周知する必要があると判断した情報は、入口画面上に掲載するものとする。

3 情報システム責任者及び所属情報システム責任者は、各利用団体に周知する必要があると判断した情報は、各利用団体が調達システムを利用する際の画面上に掲載するものとする。

(問い合わせ)

第18条 利用団体は、調達システムの操作に係る疑義等が発生した場合は、協議会が設置するヘルプデスクに問い合わせができるものとする。

2 ヘルプデスクの開設時間は、9時から17時までとする。ただし、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）に定める県の休日を除く。

(免責事項等)

第19条 協議会は、第7条第2項の規定による調達システムの利用の制限または停止によって利用団体に損害が生じた場合であっても、協議会の責によらない場合には、その責任を負わない。

2 協議会は、第三者がアカウントを不正に使用する等の方法で調達システムを不正に利用し、利用団体に損害を与えた場合であっても、協議会の責によらない場合には、その責任を負わない。

3 協議会の責によるものについては、調達システムの利用団体が共同で責任を負うものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるほか、調達システムの利用に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は平成21年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

別紙

「ちば電子調達システム」利用団体

| 利用団体名 | 利用開始年度 | 利用団体名 | 利用開始年度 |
|-------|--------|--------------|--------|
| 千葉県 | 平成23年度 | 白井市 | 平成23年度 |
| 千葉市 | 平成23年度 | 富里市 | 平成23年度 |
| 銚子市 | 平成23年度 | 南房総市 | 平成23年度 |
| 市川市 | 平成23年度 | 匝瑳市 | 平成23年度 |
| 船橋市 | 平成23年度 | 香取市 | 平成23年度 |
| 館山市 | 平成25年度 | 山武市 | 平成23年度 |
| 木更津市 | 平成23年度 | いすみ市 | 平成25年度 |
| 松戸市 | 平成23年度 | 大網白里市 | 平成23年度 |
| 野田市 | 平成25年度 | 酒々井町 | 平成23年度 |
| 茂原市 | 平成23年度 | 栄町 | 平成23年度 |
| 成田市 | 平成25年度 | 神崎町 | 平成29年度 |
| 佐倉市 | 平成23年度 | 多古町 | 平成23年度 |
| 東金市 | 平成23年度 | 東庄町 | 平成25年度 |
| 旭市 | 平成23年度 | 九十九里町 | 平成23年度 |
| 習志野市 | 平成23年度 | 芝山町 | 平成23年度 |
| 柏市 | 平成25年度 | 横芝光町 | 平成23年度 |
| 勝浦市 | 平成23年度 | 一宮町 | 平成23年度 |
| 市原市 | 平成23年度 | 睦沢町 | 平成25年度 |
| 流山市 | 平成23年度 | 長生村 | 平成25年度 |
| 八千代市 | 平成23年度 | 白子町 | 平成25年度 |
| 我孫子市 | 平成23年度 | 長柄町 | 平成25年度 |
| 鴨川市 | 平成25年度 | 長南町 | 平成25年度 |
| 鎌ヶ谷市 | 平成23年度 | 大多喜町 | 平成23年度 |
| 君津市 | 平成23年度 | 御宿町 | 平成29年度 |
| 富津市 | 平成23年度 | 鋸南町 | 平成25年度 |
| 浦安市 | 平成23年度 | 北千葉広域水道企業団 | 平成25年度 |
| 四街道市 | 平成23年度 | かずさ水道広域連合企業団 | 平成31年度 |
| 袖ヶ浦市 | 平成23年度 | | |
| 八街市 | 平成25年度 | | |
| 印西市 | 平成23年度 | | |

様式1

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム利用開始申請書

千葉県電子自治体共同運営協議会会長 様

参加団体の長 印

ちば電子調達システム利用要綱第3条第2項に基づき、下記のとおり利用開始を申請します。

記

| | | |
|---------------|---------|--|
| 団 体 名 | | |
| 利用開始年月日 | | |
| 設立予定 団体の場合 | 設立年月日 | |
| | 事業開始年月日 | |

様式3

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム所属調達システム責任者選任報告書

千葉県電子自治体共同運営協議会会長 様

団 体 名
職・氏名

ちば電子調達システム利用要綱第8条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

(前任)

| | | |
|-----------------|-----|--|
| 所属調達システム 責任者 | 所属名 | |
| | 職氏名 | |

(新任)

| | | | |
|-----------------|-----|-----|--|
| 団 体 名 | | | |
| 所属調達システム 責任者 | 所属名 | | |
| | 職氏名 | | |
| | 連絡先 | 電話 | |
| | | FAX | |
| E-Mail | | | |

様式4

第 年 月 日 号

ちば電子調達システム管理者ID発行申請書

情報システム責任者
職・氏名 様

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏名

ちば電子調達システム利用要綱第13条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

| 団 体 名 | | | |
|-------|-----|--------|--|
| 業務管理者 | 所属名 | | |
| | 職氏名 | | |
| | 連絡先 | 電話 | |
| | | FAX | |
| | | E-Mail | |

様式5

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム管理者ID発行通知書

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏 名 様

情報システム責任者
職・氏 名

ちば電子調達システム利用要綱第13条第2項に基づき、下記のとおり通知します。

記

| 団 体 名 | | |
|-------|-------|--|
| 業務管理者 | 所 属 名 | |
| | 職 氏 名 | |
| | I D | |
| | パスワード | |

様式6

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム仮パスワード（管理者 I D）発行申請書

情報システム責任者
職・氏 名 様

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏 名

ちば電子調達システム利用要綱第 1 3 条第 4 項に基づき、下記の業務管理者の仮パスワード発行を申請します。

記

| 団 体 名 | | | |
|-------|-----|--------|--|
| 業務管理者 | 所属名 | | |
| | 職氏名 | | |
| | 連絡先 | 電話 | |
| | | FAX | |
| | | E-Mail | |

様式7

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム仮パスワード（管理者ID）発行通知書

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏 名 様

情報システム責任者
職・氏 名

ちば電子調達システム利用要綱第13条第5項に基づき、下記のとおり通知します。

記

| 団 体 名 | | |
|-------|-------|--|
| 業務管理者 | 所 属 名 | |
| | 職 氏 名 | |
| | I D | |
| | パスワード | |

様式8

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム仮パスワード（担当者 I D）発行申請書

情報システム責任者
職・氏 名

様

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏 名

ちば電子調達システム利用要綱第 1 4 条第 3 項に基づき、下記の業務管理者の仮パスワード発行を申請します。

記

| 団 体 名 | | | |
|--------|-----|-----|--|
| 業務担当者 | 所属名 | | |
| | 職氏名 | | |
| | 連絡先 | 電話 | |
| | | FAX | |
| E-Mail | | | |

様式9

第 号
年 月 日

ちば電子調達システム仮パスワード（担当者 I D）発行通知書

〇〇〇 所属調達システム責任者
職・氏 名 様

情報システム責任者
職・氏 名

ちば電子調達システム利用要綱第 1 4 条第 4 項に基づきの規定により、下記のとおり通知します。

記

| 団 体 名 | | |
|-------|-------|--|
| 業務担当者 | 所 属 名 | |
| | 職 氏 名 | |
| | I D | |
| | パスワード | |